

平成27年度「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に係る当初予算案調

事 項	施 策 ・ 事 業	平成26年度	平成27年度	対 前 年 度	備 考
		当初予算額	当初予算案	増 ▲ 減 額	
		百万円	百万円	百万円	
1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化					
(1) 危険ドラッグの実態把握の徹底	事項小計(ただし、再掲を除く)	32	82	50	
【警察庁】	「ホットライン業務」の外部委託	-	-	-	「ホットライン業務」の外部委託 平成27年度 137の内数 平成26年度 139の内数
	サイバーパトロール業務の外部委託	-	-	-	サイバーパトロール業務の外部委託 平成27年度 22の内数 平成26年度 22の内数
【厚生労働省】	医薬品等インターネット販売監視体制整備事業費	32	82	50	
(2) 危険ドラッグの危険性についての啓発の強化	事項小計(ただし、再掲を除く)	149	155	6	
【内閣府】	第四次薬物乱用防止五か年戦略の周知・広報に関する経費	1	2	1	内閣府薬物乱用対策ホームページの改修
【警察庁】 新	薬物乱用広報啓発(DVD)	0	3	3	
	薬物対策用資料	2	2	0	
	薬物銃器犯罪根絶の集い	1	1	0	
	有害環境から少年を保護するための広報啓発活動	10	12	2	
	薬物見本セット等	4	4	0	
【総務省】	電気通信消費者保護に関する調査研究	-	-	-	「電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費」及び「電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)」 平成27年度 330の内数 平成26年度 429の内数
【法務省】	“社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用防止等に関する啓発活動の実施	-	-	-	“社会を明るくする運動”推進事業 平成27年度 1の内数 平成26年度 1の内数
【文部科学省】	薬物乱用防止教育等推進事業	22	22	0	
	児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成	-	-	-	
【厚生労働省】	特定薬物乱用重点予防啓発事業	8	8	0	
	薬物乱用防止啓発防犯事業	68	68	0	
	未成年労働者等啓発事業	4	4	0	
	児童保護者啓発事業	8	8	0	
	麻薬・覚醒剤乱用防止国民運動事業	13	13	0	
	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	4	4	0	
	個人輸入・指定薬物等適正化対策事業	-	-	-	個人輸入・指定薬物等適正化対策事業 平成27年度 31の内数 平成26年度 57の内数
	再乱用防止対策事業費	4	4	0	
2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底					
(1) 海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定	事項小計(ただし、すべての再掲を除く)	144	332	188	
【外務省】	UNODCが実施するGlobal SMART プログラムへの拠出	29	31	2	
【厚生労働省】	違法ドラッグ調査・分析事業	43	217	174	
	国内未流通標準品確保事業	12	7	▲ 5	
	分析機器(MS)整備事業	37	43	6	
	標準品合成・分析法開発事業	23	34	11	
(2) 危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底	事項小計(ただし、すべての再掲を除く)	0	0	0	
【財務省】	密輸対策取締機器整備経費等	-	-	-	平成27年度 11,097の内数 平成26年度 10,122の内数
【厚生労働省】	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業	-	-	-	
	違法ドラッグ調査・分析事業(再掲)	(43)	(217)	(174)	
	国内未流通標準品確保事業(再掲)	(12)	(7)	(▲5)	
	分析機器(MS)整備事業(再掲)	(37)	(43)	(6)	
	標準品合成・分析法開発事業(再掲)	(23)	(34)	(11)	
3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し	事項小計(ただし、すべての再掲を除く)	0	0	0	
【厚生労働省】	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業(再掲)	-	-	-	
	違法ドラッグ調査・分析事業(再掲)	(43)	(217)	(174)	
	国内未流通標準品確保事業(再掲)	(12)	(7)	(▲5)	
	分析機器(MS)整備事業(再掲)	(37)	(43)	(6)	
	標準品合成・分析法開発事業(再掲)	(23)	(34)	(11)	
	合計(ただし、すべての再掲を除く)	325	569	244	

注) 1. 事項は、危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の事項に基づき整理している。
 2. 施策・事業のうち複数の項目にわたるものについては、主たる事項に太字ゴシック体で事業名等及び予算額を表示し、その他従となるものには明朝体で(再掲)と表示する(このため、整理の都合上、(再掲)と表示した施策・事業が、予算額を表示した主たる事項よりも先に表記される場合がある。)
 3. 施策・事業の予算額の内数等となっているため、薬物乱用対策関係予算部分を切り離して金額を表示することができないものについては、内訳資料において「-」と表示し、当該施策・事業の予算全体額が特定できるものについては備考欄に記載する。計は、金額を表示できるもののみを合計した額である。
 4. 増減額については、百万円以下四捨五入による誤差が生じることがある。また、平成27年度または平成26年度のいずれか一方にだけ「-」を含む場合は、増減額が「-」となるため、増減額の総計に誤差が生じることがある。
 5. 再掲の予算額については()書きで表示する。
 6. 各事項の先頭に当該事項の小計を記載した(網掛け部分。再掲を除く。)
 7. 平成27年度新規の施策は「新」と表示する。